



労働組合と使用者の間の 労使トラブルの解決に、

労働委員会の

あっせん制度

をご利用ください！



無料
・
非公開



会社に団体交渉を
求めても応じて
もらえない。

例えば…



賃金について、
労使間の交渉が
うまくいかない。

過半数代表者を
めぐる紛争が
生じている。

雇い止めやパワハラ被害といった
個別事案について
団体交渉を行っているが、
平行線で話が進まない。

労働組合から団体交渉を
求められたが、労働法の知識がなく、
応じるべきかわからない。



まずは
ご相談ください。

三重県労働委員会事務局

☎059-224-3033 ✉roui@pref.mie.lg.jp

労働
委員会
とは

労働委員会は、労使間のトラブルを解決
するために、法律によって各都道府県に
設けられた行政機関です。
労使双方の歩み寄りによる解決を促す
「あっせん」などを行っています。



労働委員会のあっせん制度

- 労使双方から話を伺い、双方が
納得できる解決案を示すなど、
トラブル解決にむけて、**サポート**
します。

- 「あっせん」は、労働組合、
使用者のどちらからでも
申請できます。

- 「あっせん」申請を行っても、
必ずしも解決策に合意しな
ければならないものではありません。

労働委員会のあっせんの特徴

三者構成

労働問題について専門知識や経験の豊富な3つの立場の委員があっせんを行います。

公益委員(弁護士、法学者など)は

公正・中立な立場で、

労働者委員(労働組合の役員など)は

労働組合の主張を伺って、

使用者委員(会社の経営者など)は

使用者側の主張を伺って、

親身になって労使の合意形成をサポートします。



無 料

ご利用は**無料**です。

秘密厳守

非公開で行い、内容が外部に漏れることはありません。

簡 易

弁護士に対応を依頼したり、主張書面を作成したりする必要はありません。

複数回の開催

3回程度(目安)の期日で、迅速な解決をめざします。

自主的な解決の支援

より良い労使関係の構築にむけて、双方が納得できるよう丁寧に支援します。



個別的労働紛争の解決のお手伝いもしています。

三重県労働委員会では、労働組合と使用者との紛争だけでなく、個々の労働者と使用者との紛争のあっせんも行っています。

ご相談は

三重県労働相談室
(☎059-213-8290)へ



お問い合わせ先

三重県
労働委員会事務局

☎ 059-224-3033

✉ roui@pref.mie.lg.jp

〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎5階

あっせん制度について
動画でも紹介しています



三重県労働委員会
ホームページ

